

## 第16回福島家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成23年6月1日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

福島家庭裁判所3階会議室

### 3 出席者

遠藤伝一郎，今野博美，佐藤公美，鈴木芳喜，手塚佳子，富田 哲，初又且敏，  
布施雄士（敬称略，五十音順）

### 4 開会等

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の再任及び紹介
- (3) 委員長選任
- (4) 委員長あいさつ

### 5 議事

#### (1) 東日本大震災について

##### ア 裁判所の被害状況

震災当日の被害の発生状況，裁判所の物的・人的被害，庁舎施設の被害状況及びその後の復旧状況等について説明した。

##### イ 意見等（○委員，□裁判所）

○ 職員はいつも勤務しているので，非常時にどうすればいいかが分かっていると思うが，たまたま来庁した人は，避難通路がどこだとは分からない。初めて来庁した人でも，避難経路が分かる具体的な案内文等を控え室等に備えておけばいいのではないか。

また，来庁者，特に調停の当事者は，お互いに顔を合わせたくない人が多く，一か所の避難場所に逃げるといふ訳にもいかないと考えるが，その

点について、配慮が足りないところがあったのではないか。

- 庁舎内には、一応の非常口等の案内がある。しかし、いざ、そういった場面に遭遇した場合は動けないこともあるかと思う。これを教訓として、職員が誘導して避難することの徹底等、なお一層の対策を整えたい。

ウ 震災後の事件動向等

震災後の事件処理状況、震災後の事件動向及び今後の事件動向の予測について説明した。

エ 意見等（○委員，□裁判所）

- 事件動向について、過去の、たとえば阪神大震災や北海道奥尻島での津波の後では家庭裁判所でこういった事件が増えたというような過去の数字等や傾向について教えてほしい。

- 過去の数字については、この場に持ちがない。過去の事例について、どのように対応したか等の各種情報は、現在収集しているところである。

一般的に考えられる制度としては、危難失踪があり、1年経過後に増えるであろうと想定している。しかし、福島については原発事故の影響もあり、津波がどれほど影響するのか推移を見ている。あくまでも推測ではあるが、阪神大震災において、人の死にまつわる事件はおしなべて増加しただろうと考えているが、本当に増加したかの確定的な数字については持ちがない。

(2) 家事審判法の改正

- ア 家事審判法の改正の目的・経過、改正後の家事事件手続法の概要及び同法施行を見据えた福島家裁での取組について説明した。

イ 意見等（○委員，□裁判所）

- 申立書の写しの取扱いについて説明があったが、申立書の書式は、各家庭裁判所である程度自由に設定しているのか。

- 法律上、記載を求められている事項があり、それを満たしていれば書

式として使用が可能である。当事者の便宜を図るという観点から、裁判所で一定の書式を用意し、それに答えやすい形で記入してもらっているのが現状である。

- 全国一律の様式があるわけではないのか。
- 例えば、弁護士が自分の書きたい書式で記載してもらっても良い。こういうことは書いてほしいということはあるが、こう書かなければいけないというものは決まっていない。
- 写しの送付という話があったが、写しというのはまるっきりのコピーという意味か。抜粋したものを送付することも可能なのか。
- 現状は、特段の規定がないので必要に応じてということになる。新法も原則は写しであるが、この部分を送ってしまうと支障が出るという場合は抜粋を送付するということも考えられる。その部分をどうするかということこれから試行していくという状況である。
- 2年以内の施行ということだが、いふなれば猶予期間が設けられた趣旨というのは何か。関連する家事審判規則等も改正され、書式のような細かい部分まで決められる余地があるのかを教えてほしい。
- 法改正後、即時施行ということになると混乱を来すおそれがあるため、ある程度の期間を置くことによって、一つは、最高裁判所の規則を定めたり、各庁において、今話題にしている書式の作成等をどういう手順で進めていくかというようなノウハウを蓄積する期間を想定して、一定の期間を設けているものと理解している。
- 法律一般の周知方法であるが、国民に対する周知にもある程度時間がかかるということもある。
- 今回の改正の中心は、乙類審判事項を中心としたもののようだが、甲類審判事項には手を付けなかったのか。甲類審判事項の中にも争訟性の高いものもある。こういうものには手をつけなかったのか。

- 甲類審判事項は、これまでは規則で具体的なものまで定められている。しかし、法律で定めるべきだというものを法律に格上げしているものは、今回の改正で多岐に渡っていることは間違いない。今説明した手続の規定は、調停のみならず審判にも関連する事項であるので、利害関係人が記録を見たいと言えれば見せるということにもなるし、審問の立会はどうするのかという点もある。そういう意味で、甲類・乙類を問わず審判一般について、相応の改正が加えられているという説明になる。
- 広い意味での人事訴訟は職権探知主義なので、これは続けたいようだが、今回の法改正は、ある一定程度の当事者権を認めるものと見ている。立証の仕方等に、事実上の変化等はあるのか。福島家庭裁判所の法廷でも立証問題等に影響は出ているのか。
- 今回の法改正で、明示的に弁論主義が入っていると、立証責任の問題が導入されたとかという話ではなく、あくまで、運営する側の裁量的な部分と言わざるを得ない。現行法においても、たとえば、遺産分割といった一定の手続については、当事者主義的な運用が浸透していくという部分でもあるし、逆に言えば、だからこそ手続保障という部分も出てくるわけで、運用のレベルで、一定の争訟性のある事件については、そういった運用がなされる可能性があるのかもしれない。いずれにしても、運用の問題で、個々の裁判官の考え方次第というところがあり、一般論としてどうかと言うことはできかねる状況である。
- 家庭裁判所の裁判官からの話を聞いたが、調停委員である委員は、直接、当事者から話を聞いていて、職権主義的な発想になるものか。それともやはり、争訟性の強い遺産分割等は普通の民事裁判みたいな発想になるのか。
- 基本的には、当事者間の利害が調整でき、円満な調停の成立が得られるかということを常に考えながら進めていくわけだが、証拠自体について

ては、調停委員として関与していて、当事者の言っていることを証拠として出していくという形もある。調停委員の進め方によって非常に長引いたり短期間で成立したり、調停委員の技量によって変わってくると思っている。当事者の中には、法的な部分はもちろんだが、事情的なものを話したが、それが法的にあまり意味がなくても聞いてほしいということで、時間がかかってしまい、場合によっては、本筋からは離れている話に大部分の時間を費やすということもある。そこをうまく整理しながら、審判と同じような結論に至ろうと努力する。あとは、当事者から信頼を得られるかということも含めて、慣れている方は進め方がうまいと感じている。手続規定がこうなったからどうなるであろうというよりは、もっと大きな部分で、うまく成立できるかどうかということの方が要素として大きいと思う。

今回説明のあった改正がなされたから、審判事件が減って調停がほとんど成立するかというと、そうでもないように感じている。運用次第というか、要は、これは手段であって、これをどううまく使うかは調停委員の腕だと思う。

- 調停委員の立場から、まず、一部の事件について、こちらの裁判所でも、当事者に、あらかじめ申立てがあったその中身について事前に通知することを試行している。以前に、全く通知をしていなかったときには、当事者の感情としては、ある日突然、調停が申し立てられたのでいついつ出頭しなさいという文書が送られ、それを見たときの心境は、何で自分が裁判所に呼び出されたのか、話合いをしようというよりもまず、心外であるという怒りの気持ちを持って調停に臨まれる。まず、その感情を解きほぐして、それから本題に入っていくという流れだったが、最近ではあらかじめ自分が何で相手方から裁判所で話をしたいということになったのかを、理解した上で、自分なりの回答を持って話合いに臨めるよ

うに変わってきており，感情の対立は根深くても，争点が早い段階から明らかになってきている点で，調停を進める上でも，結論に到達するまでの時間が短くなり，単刀直入に話し合いをすることができると実感している。

また，調停委員の進め方という点では，争点が明確になった上でも，当事者の感情というものはある程度の時間をかけないと，不満は残りつつもこの辺で妥協しようかという形で落ち着くこともできない。確かに段取りよく争点を明確にして，次へと進められればいいが，特に遺産分割の場合は，それまでの家族の生活史が背景にあり，そのあたりで時間が取られるということを実感している。それをうまくやるのが調停委員だと言われれば，返す言葉もないが，反省しつつ，これからも一生懸命務めたいと考えている。

- 遺産分割の場合には，事前に，遺産分割の対象財産の目録を付けて，財産の内容や遺言の有無，分割についての希望等の回答書を事前に配布・回収し，調停委員はその内容を事前に頭に入れて調停に臨むと，整理ができ時間の短縮になるので，早く結論が得られ，常に効果がある。一方，離婚や離縁の場合には，家族関係調整事件が申し立てられたから来てくださいと言われ，離婚を求めているのか，円満調整を目的に調停を出したのかさえ分からず，調停に来て初めて，あなたは離婚を求められている，あるいは円満調整を求められているということが分かる。それでは，事前に，自分で考えをまとめておくということとはできない。そこで，今回の審判法改正によって，申立書のほとんどを送付するということになったのだろうけれど，危険な面もあると思う。当事者の申立書を見ると感情的なものがそのまま記載されていたり，誹謗中傷的なことや，これを送付したらまとまる話もまとまらないということも書いてあったりする。できるなら，遺産分割の回答書のように，これについては

どうのお考えですかというような相手方をあまり刺激しないけれども、調停に真に役立つようなアイデアを考えていただきたい。

- 改正法の一つの大きな流れとして、申立書の写しの送付があるが、これをいきなり行くと、指摘されたような危険があるため、管内を含めて、調停事件では何を求められているのかを知らせるために、申立ての趣旨を通知するという取扱いと、それに対する意向を回答してもらうという取扱いを、昨年から行っている。

このように試行を進めているが、改正法の文言として「原則として申立書の写しを送付する。」という形になっているので、この取扱いはどうなっているのかという議論は、各裁判所の担当者を集めた協議会でも話し合っている。実際、どの程度の割合の申立書に、そのまま送付することが相当でない申立書があるかを、ある程度の規模の庁で確認したところ、それほど数ではないということである。法律に「写しを送付する」と規定されたことから、現在の方向性としては申立書の写しを送付するが、委員が懸念している問題もない訳ではない。そのような申立書については、申立てがありましたよという通知という形にする。訴訟のように申立書を一律送付するというのではなく、選択すると理解している。

- 申立書の一部を伏せ字にしたり、読めないように隠して送付することは考えていないのか。
- 議論はあるが、一部を隠すと「これは何を隠しているんだろう。」となる。私見だが、マスキングしたものを送付するよりは、申立ての趣旨を通知する方が良いと考えるが、今後議論が重ねられていくところである。
- 一枚に書かれてしまうと、出していい部分と隠さなければいけない部分ができるので、用紙を別にしようという発想もある。

- 東京家庭裁判所のホームページでも紹介しているところだが、今のところ申立書の2枚目、具体的に何を申立てしているのかということと若干の理由を記載する部分を送付するという発想である。申立書の1枚目には住居や連絡先が記載してあるが、DV事案等は秘匿している住居の関係は万一にも漏れてはいけない。施行まで2年を超えない範囲という期間は、そういった点をどうすべきかを検討するための時間であると考ええる。
- 申立人が何を求めているのか、求める理由についても、できるだけ客観的な事項を記載できるようにし、その他の情念に訴えたいことは別な用紙を使ってくださいという方向で検討している。
- 申立書の写しを送付するというのは、メリット・デメリットが大きいと思うが、争点が事前に明確になるというのは大きなメリットなのだろう。

その書式について、必ず書かなくてはいけない事項はあるのだろうが、それ以外は任意でというのは、親切ではないように思う。
- 一度申立書のひな形を見ると参考になる。非常に分かりやすいものである。
- 推奨している書式はあるが、それに縛られる訳ではない。なぜ申し立てたいのかということについては、記載例はあるが、任意に記載してもらっている。
- 当事者が白紙に書いて提出しても、それは拒否できない。そういった意味で、縛りがある訳ではない。お勧めとしての書式を用意したので、ご覧いただきたい。
- 今の裁判所はサービス精神が旺盛で、何か新しい手続や制度が導入されると、必ずそのひな形のようなものを作り、解説も付ける。例えば、少額訴訟が導入された際、貸金や交通事故等の訴状のひな形を全部作り、



窓口に来た人に交付するので簡単に提出できる。国民の救済が容易にできるよう、手取り足取りで教えてくれる。すごく良くなっている。

- 申立書のひな形について説明する。これは最高裁判所のホームページに記載されている夫婦関係の調停の申立書の書式である。1 ページ目は申立てをする家庭裁判所の名称や、申立人・相手方の住所、本籍その他について記載する。これらの事項は、最終的に調書等に記載される。それから、申立人の署名・押印の欄がある。

先ほど話のあった2枚目というのが、申立ての趣旨等になる。左側が円満調整、こちらは、これまでの関係を維持していきたいというときに使用する欄である。右側は夫婦関係の解消、つまり一般的には離婚調停の申立てをする際の内容が記載されている。戸籍上の婚姻関係だけでなく内縁関係も対象である。離婚については、申立ての趣旨欄の1、2について記載してもらう。

付随的な申立てとしては、未成年者には必ず親権者を決めなければならないので、未成年の子がいる場合には、親権者の定めについての希望を、また、養育費として求める金額や夫婦間で共有する財産の分け方等を申立ての趣旨欄に記載してもらう。

申立ての実情欄は、自由記載欄ということになり、要は何でこの申立てをしたいのかということに記載する。ここの記載例は、端的にまとめられているものである。この欄は自由記載であるので、場合によっては別紙を使用してこれまでの流れや、夫婦関係の詳細な事情を記載する場合もある。

申立ての動機欄は、議論があるところであるものの、現行の申立書の書式としては、この欄が設けられている。

以上が、現在、最高裁判所で準備し、家庭裁判所で手続案内の際に説明し、交付している書式と記載例である。

- もし申立書を送付するとすれば、この申立書をそのまま送付することになるのか。
- 「申立書の写し」を送付することになれば、これをそのまま送付することになる。
- 先ほど話題になった申立ての動機欄について、たとえば酒を飲み過ぎるとか書いてあると、受け取った相手方は怒り出すと思うが。
- 参加した各種協議会においても、申立ての動機欄については疑問視する意見があり、議論になっていたので、改良されるのではないかと考えている。

## 6 次回期日の指定

1 1月30日（水）午後1時30分